

工事施工者が工事現場に掲げる 「確認表示板」について



内 容

確認済証の交付を受けた建築物及び工作物の工事に着手するときは、工事現場の見やすい位置に、建築基準法による確認済であることを示す表示板を掲示する必要があります。（完成時まで掲示してください。）

なお、建築基準法施行規則の改正により、確認済表示板の設計者氏名及び工事監理者氏名の欄に記載する事項が次のとおり追加されました。（H27.6.25以降）

- 1 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入してください。
- 2 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入してください。

第六十八号様式（第十一条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする）※ 縦2.5cm×横3.5cm以上

建築基準法による確認済	
確認年月日番号	平成 年 月 日 第 号
確認済証交付者	
建築主又は 建築主氏名	<記載例>
設計者氏名	一級建築士 ○○ ○○ ○○○○一級建築士事務所
工事監理者氏名	一級建築士 ○○ ○○ ○○一級建築士事務所 株式会社○○設計
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
建築確認に係る その他の事項	

該当法令

○ 建築基準法

(工事現場における確認の表示等)

第89条 第6条第1項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によつて、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があつた旨の表示をしなければならない。

○ 建築基準法施行規則

(工事現場の確認の表示の様式)

第11条 法第89条第1項（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事現場における確認の表示の様式は、別記第68号様式による。